

働き方改革 同一労働同一賃金で注意すべきポイント

～同一労働同一賃金への対応と残業、有給休暇の問題～

本年4月から「同一労働同一賃金」が「パートタイム・有期雇用労働法」として中小企業でもスタートしました。これは社内で正社員と契約・パート社員の間で各種手当や待遇に不合理な差があってはならないとする法律です。

本講習会では社内における「同一労働同一賃金」において取り組むべき内容や、各種待遇について具体的にどう見直していくべきかを分かりやすく解説します!!

また、中小企業としての働き方改革の重要なポイントである2020年4月スタートの「残業時間の上限規制」と2019年4月スタートの「有給休暇の5日取得義務」についても解説します。

◆カリキュラム◆

- 1 同一労働同一賃金とは
- 2 各種手当の考え方
- 3 賞与や退職金の取り扱い
- 4 時間外労働の上限規制
- 5 36協定や勤務時間の把握義務
- 6 有給休暇の諸問題について

講師 角田 博一 氏(つのだ・ひろかず)

特定社会保険労務士

社会保険労務士事務所 ツノダ人事多摩オフィス 代表

【講師プロフィール】

労務トラブルに強い特定社会保険労務士。ジーンズメーカーの営業マンとして直営店の販売員管理を経て都内の社会保険労務士法人に6年間勤務し独立。現在は三鷹駅南口の事務所を拠点に就業規則作成、給与計算代行業務などを中心に、会社の立場を理解したうえでの就業規則の変更やみなし残業代導入を含む働き方改革のアドバイスを実施。



◆講習会◆【日 時】令和3年6月28日(月) 14:00 ~ 16:00

【会 場】武蔵野商工会館 5階第1・第2会議室(武蔵野市吉祥寺本町1-10-7)

【定 員】30事業所(申込順、定員になり次第締め切ります)

【参加費】無料(会員・非会員問わずどなたでもご参加いただけます)

◆個別相談会◆完全予約制(相談時間帯等につきましては別途ご相談させていただきます)

※講習会同様、角田氏が対応します。カリキュラム内容及び人事労務全般に関する相談が受けられるものです。

【日 時】令和3年7月2日(金) 10:00~12:00 / 13:00~17:00

【会 場】武蔵野商工会館内会議室

①相談時間は、1事業所30分とさせていただきます。相談はすべて無料です。

②時間の都合上、お受けできる事業所に限りがございます。(申込順、定員になり次第締め切ります)

【お問合せ】武蔵野商工会議所 企業支援部(担当:佐伯)

TEL 0422-22-3631 / E-mail soudan@musashino-cci.or.jp

働き方改革講習会 & 個別相談会申込書

武蔵野商工会議所企業支援部 行 FAX:0422-22-3632

※希望時間帯を下記カッコ内に記入

○をしてください	講習会(6/28)に申込み	個別相談会に申込み 7/2()	
事業所名		業 種	<input type="checkbox"/> 同一労働同一賃金の相談
住 所		従業員数	<input type="checkbox"/> 人事労務全般相談()
参加者名		T E L	
		F A X	

※記載の個人情報は、武蔵野商工会議所 働き方改革講習会・個別相談会事業にのみ使用いたします。

※決定した時間は、別途ご連絡させていただきます。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、マスク着用にご協力ください。